

砺波市農業委員会 11月総会議事録

開催日時 令和3年11月5日(金)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 24名

1番	老健	14番	川邊 孝之
2番	鴨井 克之	15番	土田 英雄
4番	舘 和香子	16番	江成 周彦
5番	川邊 洋	17番	樋掛 雅彦
6番	源通 一郎	19番	平木 哲
7番	松原 光雄	20番	山本 涉
8番	飯田 輝一	21番	山本 憲政
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	26番	飛田 明雄
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
12番	片山 雅喜	28番	吉田 孝夫
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登

欠席した委員 5名

3番	境 真由美	23番	原野 敬司
18番	亀永 理恵	25番	石田 智久
22番	宮崎 雄介		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	津田 泰二	主査	瀬賀 晶子
主幹	大石 哲也		

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会11月総会」を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶があります。

会長 穏やかな日が続いております。皆さんには、計画的に秋の農作業を実施されていることと存じます。

今年の米価の下落により、このままでは複合経営でやっていけるのか心配の声が聞かれます。一方で、小作料を下げると、農地の所有者に税金が重くのしかかるなど、兼ね合いが非常に難しいと考えております。

今年は、新型コロナウイルスにより農地パトロールの実施が行なえておりませんが、個々で地域の農地を把握していただきますようお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、24名が出席されています。

よって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から、議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号8番 飯田 輝一委員、議席番号9番 堀田 敬三委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」は、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第19号をご覧ください。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請は、1件でございます。

ます。

(議案書全件朗読)

1番の譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」の、すべてを許可条件を満たしております。

1番につきましては、農地所有適格法人が農地を取得する案件となります。

譲渡人は市内在住者で、これまでも、この法人と農地の賃貸借をしておりましたが、この度、売買がまとまったものです。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第19号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

議 長 　　ご質問等がないようですので、採決を行います。
「議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第20号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の2ページ、議案第20号をご覧ください。
今月の「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定」は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから3ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、市街地に位置しており、市内でも生活の利便性の高い地域となります。

賃貸住宅への入居希望者が多く、賃貸住宅が不足していることから、共同住宅の建設を計画しているものです。

(議案書番号2朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の4ページから6ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

昨年まで申請者は、前住職が建築した寺院内のありました庫裡にて生活しておりました。老朽化に伴い、住宅を新築しましたが、登記の手続きを進めるうちに、敷地の一部が農地と分かったため、この度、手続きを行うものです。

今月の「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定」は、2件2筆で、1,018㎡となります。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第20号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 もともとアパートが多く建つ地域で、申請人側としては、砺波市の発展と人口の減少に歯止めをかけるため対応していきたいとの話でした。

ご審議を賜りますようお願いいたします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 川邊委員、どうぞ。

川邊委員 2番は、6月の総会において農用地利用計画の変更で無断転用を是正するため、承認を受けた案件です。今回は、第4条申請により、現状の住宅敷地に宅地転用されるもので、関係機関の承認を得ております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。
「議案第20号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第21号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページ、議案第21号をご覧ください。
今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定」は、4件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の7ページから10ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。
農地転用の許可基準は、「流通業務施設」に該当します。
譲受人は、市内及び本市近郊で倉庫業を営んでおり、自社の倉庫のほか、複数の賃借倉庫を必要としています。
賃借倉庫は、本市近郊に位置するものも多く、点在し効率が悪いことから、早々に改善を図ることが早急の課題とされていますが、このたび、取引企業より、倉庫を確保してほしいとの要請があり、他市での用地確保も含め適地を探しておりましたが、なかなか条件が整わず、このほど申請地において、計画を進めたものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の11ページから13ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。
農地転用の許可基準は、「農業用施設、農畜産物処理・加工・販売施設、及び、都市住民の農業体験施設」に該当します。
譲受人は、申請地周辺において果物栽培を行っております。

農園から収穫した果物を処理加工のうえ、販売する計画としています。
また、農園への集客に伴って、料理を提供する計画としています。
この度は、農園の経営に加えまして、付随する施設整備について計画を進めたものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の14ページから16ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、「インターチェンジ」を活用した工業団地用地の計画を進めるものです。

工業団地の雨水対策として、調整池を設置し、土地改良施設への軽減を図り、近隣や下流域への被害の防止が図られることになっており、周辺農地の営農についても配慮し、十分な対策が講じられることになっております。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の17ページから19ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

少子化が進む中、保育所を統合するため、申請地に新たなこども園用地を求め、建設する計画としています。

施設面積と、他には園庭や駐車場を必要としております。

なお、建設にあたっては、周辺農地の営農に影響を及ぼさないよう対策が講じられることになっております。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定」は、計4件、41筆で、59,381㎡です。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第21号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 1番目の案件は、6月の総会において農用地利用計画の変更で承認を受けた案件で、今回は、所有権転移の転用許可申請をされるものです。地元や土地改良区、耕作者等の同意を得ております。また、水路の付替えについて、土地改良区と協議されております。

ご審議を賜りますようお願いいたします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 山本憲委員、どうぞ。

山本憲委員 2番の件は、砺波市では栽培実績がない果物のため懸念されますが、関係書類は整っております。ご審議を賜りますようお願いいたします。

3番は、近郊に他市の工業団地があり、ほとんど埋まっている場所です。申請地は、インターチェンジ付近にあり、流通の便や需要を考えると、特に問題はないかと思えます。

地区としては、整形田の面積が減るため懸念されます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 旧庄川町の中心に計画された認定こども園で、4つの校下を統合して、新しい施設を建設するもので、時代の流れとしては、子供たちの成長や教育のためには必要だと考えます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 2番は、果物の加工・販売施設の建設ですが、どんな収支計画になっているか把握されていますか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 山本憲委員、どうぞ。

山本憲委員 直売所として販売されるということで、収支計画はありますが、どんな実績になるかは、未知だと思われます。

一旦、植樹してしまうと、農地に復元することが困難になってしまうため、行政と相談しながら慎重に確認していきたいと思います。

事務局 この件について、事務局から補足説明させていただきます。収支計画を立ててはいますが、計画に過ぎないところです。農業経験がない者が農業に参入することと、果物が富山県では2カ所、1反余りずつしか栽培されていません。県農林振興センター等にも確認しましたが、実績がないため判断できないという回答です。

認定農業者になりたいという希望も聞いていますが、最低でも3年以上の農業経験がないと判断できないため、今は認定することは難しいと話しています。また、企業ですので、経営が困難になったときのことを想定する必要もあるため、慎重に相手と話しながら判断していく必要があります。

委員 (「はい」の声あり)

議長 山本渉委員、どうぞ。

山本渉委員 樹木を処分した経験があるので、農地に復元する大変さをよく知っています。農地を賃借しているのであれば、いざという時の責任の所在をはっきりしておく必要があるのではないのでしょうか。

事務局 認定農業者として農地所有的確法人になり、農地を買いたいという話も聞いていますが、山本渉委員のおっしゃるとおりですので、改めて確認していきます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 山本憲委員、どうぞ。

山本憲委員 今回の場所の反対側に、さらにその果物を植える話も聞いています。特に樹木は成長すると景観がかなり変わるため、自治会に十分に説明して地域の了解を得ないと、植樹を進めることは難しいと話してあります。

委員 (「はい」の声あり)

議長 堀田委員、どうぞ。

- 堀田委員 今ほどの件について、条件付き許可にすることはできないのか。
- 事務局 県とも十分に資料等を提供し、協議してまいりましたが、条件付きにする話はありませんでした。
- 議長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
「議案第21号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し、意見決定について」、賛成の方は、挙手願います。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定 転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。
- 事務局 議案書の6ページ、議案第22号をご覧ください。
今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」については、3件です。
- (議案書番号1朗読)
- 別添の位置図の20ページから22ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。
農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。
申請者は、農事組合法人です。
既存の事務所敷地では作業員の休息スペースや組合員の駐車場、農繁期の資材置き場などが不足し、作業効率の低下を招いております。
このため、既存の事務所兼格納庫に隣接する申請地を追加で賃借し、事務所・駐車場・資材置き場を確保することで、より一層の作業効率の向上を図ることとしています。
- (議案書番号2朗読)
- 別添の位置図の23ページから25ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第

1種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

本申請は、議案第20号 番号2に関連する案件となります。

前住職が境内地として利用していた来客及び門徒用の駐車場及び物置敷地について、庫裡を新築し、登記の手続きを進めた際に、敷地の一部が農地と分かったため、この度、手続きを行うものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の26ページから28ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

現在、申請人とその家族は、他市でアパート生活をしておりますが、子供の成長により手狭になったことから、実家に隣接した申請地に分家住宅用地を設けることとして、使用貸借として手続きを進めるものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」は、計3件、5筆で、1,989㎡です。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第22号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 　　1番は8月の総会で、農用地区域の軽微な変更が承認されたところで、既存敷地には、事務所と格納庫2棟がありますが、事務所のほか駐車場等が極めて不便だったため、本件の隣接地を農地転用して賃借権設定するものです。農業経営の合理化に資するものです。

ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊委員 25年以上前から物置等として利用しており、無断転用の是正を行った上で、境内への来場者用駐車場として宗教法人が貸し出すものです。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 飛田委員、どうぞ。

飛田委員 娘さんの住宅を建てるものであり、住宅街になっている地域でもありません。ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」「報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」「報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について」、事務局より報告願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号朗読)

議 長 ただ今、報告を受けた報告第1号・報告第2号・報告第3号について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告を受けたということで、終わらせていただきます。

以上をもちまして、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。これにて閉会いたします

(閉会15:10)

本会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年11月5日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印